

宮崎県公衆衛生センターでは、飲料水検査(井戸水・建築物) プール水検査・浴槽水などの水質検査を行っています



井戸水の飲料水検査

井戸水は、有害物質等により汚染されることがあります。
安心してきれいな水を飲むために、定期的に水質検査を受けられることをお勧めします。
災害時に備えて、飲用できるかを知っておくのもお勧めです。



建築物の飲料水検査

百貨店、図書館、博物館、店舗、事務所、学校等の不特定多数の人が使用するビルで、床面積3000平方メートル以上の特定建築物は、建築物衛生法※に基づき定期的に水質検査を行う必要があります。

※建築物における衛生的環境の確保に関する法律「建築物衛生法」

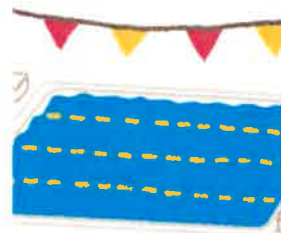
原則：「ビル管理28項目」：実施期間 6～9月、「ビル管理11項目」：実施期間ビル管28項目実施6か月経過後

また、貯水槽清掃後の水質検査（「一般飲料水項目」）も行っております。



プール水の検査

遊泳用プール・学校施設のプールなどの検査を行っています。



浴槽水の検査

公衆浴場の浴槽水等検査は、施設の特性に応じて検査項目と検査回数が、県の条例により義務付けられています。
今年度の検査がお済みでないご施設は、早めに実施されることをおすすめします。
詳しくは管轄の保健所にご相談ください。



いずれの検査においても、当センター指定の容器での採水をお願いしております。
容器の貸し出しはセンター窓口で行っておりますので、ご依頼の場合は下記までご連絡ください。
なお、ホームページからもご質問等を承っております。

(一財)宮崎県公衆衛生センター TEL 0985-24-7400 FAX 0985-24-8588
〒880-0032宮崎市霧島1丁目1番地2 県総合保健センター1F
メール: info@miyazaki-wflabo.org